令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります!

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



~ A社さんのケース ~

ぬいぐるみ製造業 (<mark>免税事業者</mark>) A社さん、インボイス制度のこと検討してます? お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・?

町の雑貨屋 (課税事業者)



インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書)を保存する必要があります
- 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売 手 (インボイス発行事業者)





買手 (課税事業者)



A社さんの 疑 問

疑問

仕入税額控除ってなに?

当社が**登録しないと**

疑問 どうなるんだろう・・・

B社さんにどんな関係が・・・?

疑問

申告って、**どう計算**するの? 課税事業者は、**売上げの10%を**

納税しなきゃいけないの?

疑問 登録を受けるかどうか

4 って、どう判断したらいいの?

疑問 インボイスって 5 どう作ればいいの?



仕入税額控除っておに? 疑問

納付する消費税額の計算方法

売上げの消費税額

仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)

納付する税額

(納付税額)

(売上税額)

差し引く計算が 仕入税額控除



仕入税額控除には インボイスの保存

が 必要



インボイスがなければ 仕入税額控除できない※

定期間、経過措置が設けられています

ぬいぐるみ取引の流れ (イメージ)



仕入先 (材料業者)



7,700円 うち10%相当分* 1700円



(製造業者)



11,000円 うち10%相当分*

21,000円



売上先 (小売業者)



14,300円

うち10%相当分*

③1,300円



疑問 2

当社が登録しないと どうなるんだろう・・・



登録をしないと、

売上先(B社)にインボイスを交付できない そして、売上先(B社)は、インボイスがなければ 仕入税額控除ができない

ということは…



1,300円 売上税額



1,300円

仕入税額

納付税額







当社(売手)がインボイスを交付した 場合と比べ、**売上先(買手)の納** 付税額が大きく計算されます※

一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)

制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除でき **ます**(請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒【令和5年10月~令和8年9月】80%

【令和8年10月~令和11年9月】50%

疑問 3

申告って、どう計算するの? 売上げの10%を納税

しなきゃいけないの?



課税事業者になったとしても、インボイスを 保存し、仕入税額控除を行えば…

1,000円 700円 売上税額 仕入税額 納付税額





納付税額は、売上げの10%ではなく、

仕入税額控除後の金額です※

帳簿とインボイスの保存が必要です



一定の場合、**簡易課税制度**を 適用することができます

(す3ページへ

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額

仕入れや経費の消費税額

ぬいぐるみ 製造業

納付する税額

売上税額が分かれば 納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2ページの例だと…

ステップ 1 1,000円 ×**70%** = **|700円** 売上税額 みなし仕入率

仕入税額

ステップ 2

売上税額

1,000円 - **700円** = 300円 仕入税額 納付税額

`			200				
	事業区分	該当する事業	<i>み</i> なし 仕入率				
	第一種	卸売業	90%				
	第二種	小売業、農林漁業(飲食料品)	80%				
`	第三種	製造業、農林漁業(飲食料品除く)等	70%				
	第四種	その他事業(飲食店業等)	60%				
	第五種	サービス業等	50%				
	第六種	不動産業	4 0 %				



簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

- ※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存 は不要です
- (注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの? 疑問 4



売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスが不要です
- □ 消費者、免税事業者である売上先は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます(経過措置終了後は控除できません)
- □ 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます
- ◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です



免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に 関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者 及びその取引先のインボイス制度への対応に関するO&A」(財務省・公正取引 委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省)が公表されていますので、 参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、 **どう作れば**いいの?





「インボイス」という名称の書類 を新たに作成する必要はなく、 **現在の請求書や領収書等に不足す**

- ※ <mark>下線部</mark>は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

る項目を追加するイメージです

~ 請求書の対応例 ~

①交付先の相手方 (売上先)の 氏名又は名称 ②取引年月日

> ③税率ごとに区分 して合計した対価 の額及び**適用税率**

請求書 ㈱〇〇 御中 ▲ ▲ ▲ (株) 登録番号T1234… 日 付 品名 金額 11/1 魚 ※ 5,000円 11/1 豚肉 ※ 10,000円 割りばし 11/15 1,000円 11/29 タオルセット 2.000円 ※ 軽減税率対象 8%対象 15,000円 消費税1,200円 10%対象 3,000円 消費税 300円

④売手 (当社) の氏名 又は名称及び登録番号

⑤取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨)

> ⑥ 税率ごとに区分 した消費税額

- 様式の定めはなく、また手書きであっても、上記(①から⑥)の記載事項を満たした ものであればインボイスになります(請求書に限られません)
- 現在売上先に交付している全ての書類をインボイスに対応する必要はありません どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら準備を進めましよう
- 売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します

登録 手続 **令和5年10月1日からインボイスを交付**するためには、**令和5年3月31日までに登録 申請手続を行う**必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- ◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要です





国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています 日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、 申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています 【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

説明会



特設サイト



(令和4年2月)

消費税

知っていますか?インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中!

\登録を予定されている方/

もう 始まってます!

多くの事業者の方が登録申請をされ てます!

早めの登録を受けることで、取引先 へのお知らせがスムーズに!

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の 方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が 必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日 や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、⑤Texx をご利用ください!

- ▼ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合 に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- ▼ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度が

始まったら どう変わるの?

インボイス制度説明会 申込受付中!

その疑問に お答えします!

☆ オンライン説明会を開催中!

職員が制度の説明をいたします。 毎週開催!随時、申込受付中!質問もチャットで受付!



オンラインが苦手な方も安心!

各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。

※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。



☆ 説明会に参加できない方は、動画で確認!

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧 いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特 設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料) コールセンター 受付時間 9:00 ~17:00 (土日祝除く)

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 \																	[1.	/ 2
和	年	月	日			ガナ)	(〒)										
				申	住 所 又 (法 店 た た 所 の	は 居 所) 又 務 本 形 他 明 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	⊗(法)	人の場合	のみ公	表される	ます)	(官	言話番	묵		_		_)
					(フリ	ガ ナ)						\'\	тиц т							
							(〒	-	_)										
					納税	也 地														
				請								(電	電話番	号		_		_)
					(フリ	ガナ)	⊗													
					氏 名 又	は名称														
				者	(フリ	ガナ)														
				13	(法人の 代表者															
		_ 税務	署長殿		法人	番号									Ì	1				
<i>- 0</i>)申請書	に記載	した次	の事項	_ 頁 (❷ 印欄)	は、適格	 請求書	発行:	事業者	子登録	海にタ	登載さ	れる	ا ط ط	すいこ.	国税	 庁ホ	-1	ムペー	- ジ
申 注 なま	人(人)人(人)人(人)	氏名又 、格のな 11及び	い社団 2のほ	か、五	余く。)にあ 登録番号及び 公表しますの	・登録年月日	日が公	表され	します	0			字とだ	が異な	さ場	合がも	ありる	ます	0	
平)※	成28年 当該	法律第 申請書	515号) Fは、F	第: 听得和	書発行事業 5条の規定 说法等の一 以前に提出	による改 部を改正	正後にする	の消費	量税法	去第5	7条の	2第	2 項	の規	見定に	より	申言	清し	ます	r.
					間の判定に 5年10月 1				さる場	合は	令和	5年	6月3	80日)	まて	ぎにこ	.の日	申請	書を	·提占
					この申請書	きを提出する	時点に	おいて	、該	当する	事業者	の区分	分に応			No. Copy Street	して	くだ	さい。	,
	業	者	区	分				税事							事業					
					※ 次葉「登事業者の確	登録要件の確 主認」欄も記												は、	次葉	「免
定はのかっかっ	こより 計 計 計 書 を こ た こ と る も も も も も も も と も も る と も る と る と る	31日 親 事業 6 月 30 提出す。 よ、その	を者とな 0日) ま ることな に困難な	るでで るでで まずず																
Ĥ	理	士	署	名								(電	言話番	号				_)
※ 税 務	整理番号				部門番号	申請年	年月日	1	2	年	月	日	通		日 F	付 月	月日	一解認	3	
務署処理	入力	処 理		年	月日	番号確認			を を 記	□済□未		確認 書類	個人番		·ド/通 	知カー	ド・運	転免	許証	
欄	登 録	番号	Т			1 1 1	1													

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称								
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。								
免税	□ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。								
事	個人番号								
業	事 生年月日 (個 1 明治·2 大正·3 昭和·4 平成·5 令和 法人 事 業 年 度 自 月 日								
者	業 人) 又は設立								
	年月日(法人) 「記載 容 「(令和5年10月1日を希望する場合、記載不要								
0	等事業內容 登録希望日 令和 年 月 日								
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け								
認	ようとする事業者 令和 年 月 日								
	課税事業者です。								
登	※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 口 はい 口 いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。								
録	納税管理人を定める必要のない事業者です。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。) □ はい □ いいえ								
要	【 納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項) 【 個人事業者】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないことと								
件	なる場合								
0	納税管理人の届出をしています。 「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。								
確	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)								
認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。								
参									
考									
事									
項									

「適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)及び次葉」 の記載要領等

1 提出すべき場合

この申請書は、国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする国内事業者が、税務署長の登録を受けようとする場合に提出するものです(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法(以下「法」といいます。)57の2②及び所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則(以下「附則」といいます。)44①)。

- (注) 1 令和5年10月1日から令和6年3月31日までのいずれかの日に登録を受けようとする事業者が、この申請書を提出することができます。
 - 2 この申請書を提出するときは、次葉を併せて提出してください。
 - 3 登録を受けることができる事業者は、登録時に課税事業者である場合に限ります。ただし、附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする場合は、登録時に免税事業者であっても登録を受けることができます。
 - 4 登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が 1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません(法9①)。
 - 5 附則第44条第4項の規定の適用を受ける場合は、登録を受けた日から納税義務の免除の規定の適用はありません(登録を受けた日の属する課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。)。
 - 6 登録を受けた適格請求書発行事業者は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されます。適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合は、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書(第2-(1)号様式(令和5年10月1日以後は第2-(2)号様式))」を提出する必要があります(法57の2®)。
 - 7 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求めるときは、令和5年10月1日以後に「適格請求書発行事業者の 登録の取消しを求める旨の届出書(第3号様式)」を提出する必要があります(法57の2⑩一)。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、税務署長が登録をした日から生じます。

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日(特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出する必要があります(附則44①)。

なお、免税事業者が、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日(令和5年10月2日以後開始する課税期間分に限ります。)から登録を受けようとする場合は、当該課税期間の初日の前日から起算して1月前までにこの申請書を提出する必要があります(法57の2②及び消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)第1条の規定による改正後の消費税法施行令70の2)。

適格請求書発行事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

- (注) 1 令和5年10月1日より前に登録された場合は、令和5年10月1日に登録されたものとみなされます (附則44 ③)。
 - 2 令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者が、令和5年3月31日(特定期間における課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより、納税義務が免除されないこととなる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出できなかったことにつき、困難な事情がある場合、その困難な事情を記載して提出し、法第57条の2第3項の規定により登録されたときは、令和5年10月1日に登録を受けたものとみなされます(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号)附則15)。

3 記載要領

- (1) 「事業者区分」欄は、この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付します。 免税事業者に該当する場合は、次葉「免税事業者の確認」欄を記載してください。
- (2) 次葉「免税事業者の確認」欄は、次のイ又はロいずれかの該当する事業者の区分に応じて□にレ印を付し、次により記載します。
 - イ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、附則第44条第4項の規定 の適用を受けようとする事業者に該当する場合、次により「事業内容等」欄を記載します。
 - (イ) 「生年月日又は設立年月日」欄は、個人事業者は生年月日を、法人は設立年月日を記載します。 なお、元号は、該当する箇所に○を付します。
 - (p) 「事業年度」欄は、法人の事業年度を記載します(個人事業者は不要です。)。 なお、設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。
 - (ハ) 「資本金」欄は、資本金の額又は出資の金額を記載します(個人事業者は不要です。)。 また、個人事業者は、「個人番号」欄に個人番号を記載します(本人確認書類⁽³⁾の提示又は写しの添付が必要です。)。この申請書の控えを保管する場合は、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。

(※)本人確認書類

区分	本人確認書類							
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード							
マイナンバーカードをお持ちでない方	番号確認書類(通知カード(注)など)+身元確認書類(運転免許証など)							

- (注) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが 住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- (二) 「登録希望日」欄は令和5年10月1日に登録を受けることを希望する場合は、記載不要です。令和5年10月2日以後に登録を受けることを希望する場合、その日付を記載してください。(令和5年10月2日から令和6年3月31日までの日に限ります。)
- ロ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者に該当する場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」の「適用開始課税期間(自)」欄に記載した年月日を「課税期間の初日」欄に記載します。ただし、当該課税期間の初日が令和5年10月1日から令和6年3月31日の場合に限ります。

この場合、「消費税課税事業者届出書」又は「消費税課税事業者選択届出書」は、この申請書の提出前又は提出と同時に提出してください。

- (3) 次葉「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。該当する□にレ印を付します。
- (4) 次葉「参考事項」欄は、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
- (5) 記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 公表事項について

(1) 申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。 なお、常用漢字等を使用して公表しますので、この申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

イ 申請者の氏名又は名称

- ロ 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
- (2) 申請書に記載した事項以外で、次の事項については申請者からの申出により公表ができます。公表を希望する場合は、この申請書以外に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出してください。

事業者区分	公表を希望する事項					
個人事業者	・主たる屋号 ・主たる事務所の所在地等 ・通称(住民票に併記されている通称に限る。) ^(※) ・旧姓(旧氏)氏名(住民票に併記されている旧姓(旧氏)に限る。) ^(※)					
人格のない社団等	・本店又は主たる事務所の所在地					

(※) 通称又は旧姓(旧氏)氏名は、氏名として公表するか氏名と併記して公表するかを選択できます。 <u>通称又は旧姓(旧氏)氏名の公表を希望する場合は、住民票の写しの添付が必要です。</u>ただし、e-Tax により提出する場合は、添付を省略することができます。

5 留意事項

- (1) 通知される登録番号は、次のとおりです。
 - イ 登録時に法人番号を有する法人

法人番号及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

ロ イ以外の課税事業者

13桁の数字(法人番号と重複しないものとし、当該課税事業者の個人番号と重複しないもの)及びその前に付されたローマ字のTにより構成されるもの

(2) 課税事業者がこの申請書を提出した後、令和5年10月1日の属する課税期間に免税事業者となった場合においても、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けると、附則第44条第4項の規定の適用により登録を受けた日以後は納税義務の免除の規定の適用はありません(当該課税期間の初日から登録を受けた日の前日までは免税事業者ですが、登録を受けた日から課税事業者となるため、登録を受けた日以降の取引について、消費税の申告が必要となります。)。

また、免税事業者がこの申請書を提出した後、令和5年10月1日の属する課税期間において課税事業者となった場合は、附則第44条第4項の規定の適用はありません(当該課税期間について、消費税の申告が必要となります。)。

特設サイト

6 その他

インボイス制度特設サイトでは、申請手続に関する案内のほか、①説明会の開催案内、②インボイス制度について解説した動画、③インボイス制度に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。

